

氏名 (生年月日)	マエ シマ サトシ 前 嶋 敏 (1971年11月9日)
学位の種類	博士 (史学)
学位記番号	文博乙第76号
学位授与の日付	2023年3月16日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第2項
学位論文題目	戦国期における地域権力の形成 —越後国長尾氏を中心に—
論文審査委員	主査 坂田 聡 副査 西川 広平・矢田 俊文

内容の要旨及び審査の結果の要旨

(1) テーマ設定に関して

本論文の研究テーマとしては、戦国期における地域権力が、各地域の実情に応じてどのように形成され、領国内の配下諸将といかなる政治的関係を構築したのかといった点を検討することを通じて、地域権力の形成過程や、その維持・強化の様相を明らかにする—ということがあげられる。

具体的には、越後長尾氏（上杉氏）を例にとり、16世紀前半から中葉以降にかけての地域権力の形成と変容の実態を提示した。

本論文は戦国大名権力の本質に関する代表的な二つの見解、すなわち大名領国制論と戦国期守護論の対立を踏まえ、結論的には後者により近い立場から、両説の止揚を目指した研究だといえる。その問題意識は適切であり、研究史に大きなインパクトを与える課題設定となっている。

(2) 研究方法の適切性に関して

本論文の方法論的な特色としては、①戦国大名権力をめぐる膨大な先行研究と格闘し、その成果と残された課題をしっかりと踏まえることによって、自らの研究テーマを設定している点。②膨大な史料を蒐集・読解することによって導き出された実証的な成果にもとづいて議論を展開している点—の2点があげられるが、これは文字通り歴史学の「王道」であり、適切な研究手法だといえる。

(3) 論文構成と論理性に関して

本論文の章立ては以下のとおりである。

序章 本論文の課題と方法

第1部 16世紀前半期越後における権力の動向

第1章 越後永正の内乱と長尾為景—北信濃諸将との関わりを中心に—

第2章 長尾為景の越中出陣と守護・守護代

第3章 越後享祿・天文の乱と長尾氏・掲北衆

第4章 長尾晴景の権力形成—伊達時宗丸入嗣問題を通して—

第5章 長尾景虎の権力形成と晴景

補論1 戦国期越後における堅切紙の文書発給について

—永正～天文期の長尾上杉氏を中心に—

第2部 16世紀中葉以降における長尾氏の権力—国内諸将との関係を軸に—

第6章 長尾景虎の権力と直江実綱

第7章 長尾景虎の権力と山吉氏

第8章 長尾景虎の国外出兵と掲北衆—北信濃出陣を題材として—

補論2 戦国期越後の贈答における品目について

—長尾景虎(上杉謙信)期を中心に—

終章

本論文は2部構成をとる。まず第1部においては16世紀前半期における越後守護代長尾氏の権力形成の過程を具体的に確認することを通じて、当該期越後における守護上杉氏・守護代長尾氏の関係性を見直し、戦国期権力としての長尾氏について考察する。

第1章では長尾為景が越後守護代となった直後に勃発した越後永正の乱について、守護上杉定実・守護代為景と北信濃の武士との関係を中心に据えて再検討を試みた。

第2章では越後守護が不在となった永正11年(1514)以後に守護代長尾為景が行った単独行動の代表例として、越中守護畠山尚順の要請により永正16年以降に展開した越中侵攻に着目し、為景と畠山氏との関係性を踏まえた上で、改めて越後守護上杉氏と守護代長尾氏との関係性を見直した。

第3章では通説において長尾為景が政治的・軍事的に劣勢状況に追い込まれたとみなされている「越後享祿・天文の乱」の経過に関し、為景に敵対したとされる掲北衆(とくに中条氏)の動向や、従来ほぼ顧みられなかった守護上杉定実の動向を踏まえて再検討する。そして、この争乱を契機として、むしろ長尾為景の権力が強化されたという結論を導き出した。

第4章では伊達植宗の三男時宗丸を上杉定実の養子とする計画に端をして越後国内で争いが勃発した「伊達時宗丸入嗣問題」を題材として、⑦この時点における守護上杉氏と守護代長尾氏の関係、⑧守護代長尾為景から子息晴景への権力移行—の2点について、その実状を具体的に解明した。

第5章では「伊達時宗丸入嗣問題」を経て為景から家督を奪取した長尾晴景の権力の様相を明らかにした上で、晴景から弟景虎への権力移行の問題や、その時点における上杉定実の立場の問題などについて検討を加えた。

補論1では越後国において長尾為景期以降に多用された堅切紙の古文書形状について、その使用の実態を明らかにすることによって、文書発給者(長尾氏)と文書受給者との関係の変容を示した。

第2部においては守護上杉氏滅亡以後の長尾氏当主景虎(上杉輝虎、謙信)と越後国内諸将との政治的關係について把握することを目指す。

第6章では長尾景虎とその重臣直江実綱の政治的關係について、実綱の動向の分析を通じて明らかにするとともに、上杉定実没後の景虎権力における直江氏の位置づけの見直しをはかった。

第7章では越後三条に拠点をもち、蒲原以北の代官の立場で活動したとされる山吉氏の天文20～21年(1551～52)頃の活動と、永禄9年(1566)以後長尾景虎権力の中枢部での活動が知られる山吉豊守の活動を比較検討することを通じて、長尾氏(上杉氏)権力と山吉氏との政治的關係の変遷を論じた。

第8章では武田信玄との間に繰り広げられた川中島合戦への出陣要請を題材として、長尾景虎と揚北衆との關係の変容を解明した。

補論2では長尾景虎が他の武将たちなどと繰り返し行っていた贈答に用いられた品目の変化について明らかにすることにより、その変化と景虎の権威の上昇との相関性について考察した。

以上のごとく、本論文は序章において提示した二つの大きな研究課題に対応する形(第1部と第2部の区分)で整然とした章立て構成をとっているだけでなく、その研究課題を個々の章で具体的に考察した上で、終章においてはその結論のまとめと一般化がはかられており、論理的な一貫性の面ではまったく問題がない。

(4) 論文の形式に関して

学術的な用語については、概ね正確な定義づけがなされている。関連史料の適切な引用と読解はもとよりのこと、図表やデータ、古文書の写真等も必要に応じて適宜掲載されている。参考文献の引用と注記も作法に則っており、特段問題はない。

(5) 独自性と意義に関して

本論文の独自性と意義に関しては、以下の諸点があげられる。

第一に、本論文は膨大な量にのぼる戦国期の越後・信濃關係の諸史料に幅広く当たり、厳密な史料批判と緻密な史料解釈を行うことによって、ひとつひとつ丁寧に歴史的事実を確定する作業を進めている。その実証的な手法はとても堅実であり、学位請求者前嶋敏には歴史学研究者としての資質が十分に備わっているとみなしうる。

第二に、本論文はあちらこちらの地域の事例を「つまみ食い」的にピックアップして、都合のよい結論を導き出すのではなく、越後というフィールドに腰を据え、同地域における史料を網羅的に蒐集・分析することによって、一定の結論を導き出している。その結果、同一地域を支配する権力の形成から変容に至る一連の過程を、長いスパンで具体的に追求することが、はじめて可能となった。

特に、戦国期の地域権力を、16世紀中葉を境にして二段階に区分する戦国期守護論の見解を踏まえた上で、越後の場合、第一段階の半ば頃に当たる16世紀前半期に、守護(上杉氏)―守護代(長尾

氏)からなる支配体制自体が大きく変容したという事実を明らかにした点は重要である。

第三に、戦国期の第二段階における地域権力による諸将の統制について、先行研究では公的な権威による統制としてとらえる立場と、実力による支配としてとらえる立場とが対立しているが、本論文ではこうした二者択一的な理解を批判し、権力と諸将の関係の実態分析を進める中で、公的権威がこの問題とどのように関わっているのか、関わっていないのかということを個別的に判断する必要性を説いている。

そして、越後の場合、直江實綱、山吉氏、揚北衆などと景虎の関係性について、各々具体的に考察することにより、景虎が求めた権威は、単に公的権威ということではなく、かつての守護上杉氏とのゆかりにつながる権威だったと結論づけるが(247頁)、この点もまた、オリジナリティの高い見解だといえる。

第四に、長尾為景政権と景虎政権の間で短期間、権力を保持したものの、これまでその評価が概して低かった長尾晴景(景虎の兄)政権に関して、その独自性を積極的に評価した点も、本論文の意義のひとつとしてあげられる。

すなわち、本論文においては為景政権から晴景政権への移行の契機を「越後享禄・天文の乱」に求める通説を批判し、晴景政権は「伊達時宗丸入嗣問題」をめぐる争いの渦中である天文9年(1540)の8月に誕生したとみなす。それを踏まえ、「伊達時宗丸入嗣問題」をめぐる越後の内紛は、「守護(上杉氏)―守護代(長尾氏)」の体制維持を目指す為景方と、同体制の否定を目指した晴景方の路線対立に起因する事件であり、晴景の家督相続によって、「伊達時宗丸入嗣問題」は立ち消えになったと結論づけるが(246～247頁)、史料解釈に若干の異論が残る部分もあるものの、その結論はなかなか説得的であり、通説に書き換えを迫る事例として高く評価しうる。

第五に、2008年に高野山の清浄心院で確認された『越後過去名簿』と称する史料を活用することにより、長尾景虎と側近の重臣との関係性を具体的に追求した点も、とても興味深い。

以上5点にまとめられる重要な研究成果の一方で、この問題について意欲的な議論を展開しているがために、本論文には以下のような課題も存在する。

- ① 戦国期の地域権力の本質に関する代表的な二つの見解のうちの戦国期守護論に対する評価が今ひとつ曖昧である。たとえば、戦国期守護論では、戦国時代の第二段階において、戦国期守護が公的な権威を背景に、戦国領主等をゆるやかに統制する体制が想定されているが、それに対し、⑦戦国期「守護」という理解そのものに対する批判や、④権威による支配・統制という理解に対する批判が存在している。この点について、本論文ではどちらの立場に立つのか、今ひとつはっきりしない。少なくとも、終章あたりにおいてそれを明確化する必要性があったといえる。
- ② 戦国期における地域権力の存在形態の解明という研究テーマに関し、越後の個別的な事例を、どのような方法によってどこまで一般化しうるか明確でない。確かに、成果の二点目に記したように、越後というフィールドに腰を据えることで、同一地域を支配する権力の形成から変容に至る一連の過程を、長いスパンで具体的に追求することができたが、他の地域の似た事例をめぐる先

行研究にも幅広く目配りすることによって、越後の事例から得られた結論を、戦国期権力論として一般化・普遍化する際の説得力がより増したのではないかと思われる。

(6) 不正行為に関して

史料やデータ等の改ざんは認められない。また、先行研究の引用方法も適切であり、盗作等の不正行為が行われた痕跡はない。

前嶋敏氏から提出された博士学位（乙）請求論文「戦国期における地域権力の形成—越後国長尾氏を中心に—」は、(5) に記した若干の課題も見うけられるものの、それを補って余りあるほどの綿密な論証に支えられた、意欲的かつ独創的な論文であり、本論文の成果が戦国期の地域権力をめぐる研究に資することは疑いない。

よって審査委員は全員一致で、本論文が博士（史学）の学位授与に値する論文だと判断する。